

公立大学法人岐阜県立看護大学の不要財産の納付について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の不要財産の納付について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 8 日に法人から知事に対し認可の申請があったため、同条第 5 項の規定に基づき、評価委員会に意見を求める。

不要財産の概要

- ・ 県立看護大学の理事長公舎について、平成 26 年度以降は入居が無く、空室の状態が 10 年以上続いている。
- ・ 理事長公舎は危機事象等への対応のために設置しているところ、別に羽島市内に設置している職員宿舎がその代替となっているのが実態。
- ・ 財産の維持管理を効率化するため、法第 4 2 条の 2 により不要財産として出資者である岐阜県に納付の申し出があった。

資本金の減少について

- ・ 不要財産の納付に伴い、同条第 4 項により資本金を減少させる必要がある。
【減少する資本金の額】宅地 1,160,000 円 (1,325 m²) ※敷地権割合 500125 分の 8885
居宅 10,720,000 円 (86.11 m²)

今後の手続き

令和 8 年	8 月	評価委員会で審議
令和 8 年	9 月	中期計画変更認可
令和 8 年	9 月	法人から定款変更依頼
令和 8 年	11 月	総務省に定款変更認可事前申請
令和 9 年	3 月	不要財産の納付及び定款変更の議案を県議会に提出 (法第 4 2 条の 2 第 5 項、法第 8 条第 2 項)
令和 9 年	4 月	県への所有権移転登記
令和 9 年	4 月	所有権移転後、総務省に定款変更認可申請
令和 9 年	6 月	総務省から定款変更認可、法人へ通知
令和 9 年	9 月	不要財産売却に係る入札